

各介護サービスを運営する法人の代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長  
(公 印 省 略)

介護サービス（(予防)居宅・施設）事業者集団指導の実施について（通知）

日ごろ、本県の高齢者福祉施策に御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、介護サービス事業を運営するにあたって遵守すべき各種制度等についての理解を深めるため、下記のとおり集団指導を実施します。  
については、別紙様式により令和2年3月6日（金）までに出席者をご報告ください。

記

1. 日 時 令和2年3月16日（月）10：30～12：00
2. 場 所 倉吉体育文化会館 大研修室（倉吉市山根529-2）
3. 内 容 ①介護保険法に基づく実地指導及び業務管理体制一般検査における指摘事項等  
(鳥取県各福祉保健局)  
②国保連への請求手続きの際の注意事項について  
(鳥取県国民健康保険団体連合会)  
③生活保護法における介護期間の指定等について  
第三者評価制度の実施について (鳥取県福祉監査指導課)  
④「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」について  
(鳥取県長寿社会課)
4. 出席者 中・西部圏域において（予防）居宅・施設サービスを運営する全法人の担当者
5. その他 ・参加者は基本的に各法人1～2名とします。  
・法人担当者の出席が困難な場合、事業所担当者の代理出席等でも可能です。  
・受講後は、法人内事業所への伝達をお願いします。

介護保険・施設担当：森  
電 話：0857-26-7175  
ファクシミリ：0857-26-8168  
E-mail：mori-tat@pref.tottori.lg.jp